

現代日本における児童観の変遷(II)

児童家庭福祉研究部 須永 進

要 約

敗戦による混乱と困窮は子どもたちの生命と生活を脅かしたが、中には過酷な労働を余儀なくさせられたり、義務教育を受けられないものも少なくなかった。また、子どもが売買されるケースも一部に見られるなど、現代社会にあつてなお子どもを親の従属物と見なす児童観が残っていた。そうした困難な中にあつても子どもへの絶対的な信頼に基づいて、すぐれた教育実践を試みた教師が見られた。他方、次第に復興の兆しが見えてきた経済・産業界の教育要求や愛国心教育の必要性が公に提示されるなど、新たに子どもに対する期待が政治・経済サイドを中心に表面化される。また文化面では50年代後半に、テレビの出現など子どもの生活や文化に大きな影響を与えることになるが、総じてこれらの多くは子どもを成長・発達の主体としてではなく、ある一定の目的枠にあてはめる対象=客体と見る児童観が基底をなしていた。

見出し語： 義務教育、 児童観、 教育要求

The Transitions of the Child View in the Present-day's Japan (II)

S. SUNAGA

After the defeat of the Pacific War, the disorders and poverities were threatened to Japanese children, and some of them were compelled to work too much or weren't gotten a compulsory education, other were sold themselves against their wishes. There were the child view as the parent's subordinate things in modern society after the war. But some teachers, especially in farming areas, tackled the educational practice. With the educational and economical needs were asked by the political and economical sides, the new expectations for the children became louder. At the end of 50's, the advent of TV set had an effect on child's life and culture. I'm able to insist that the basic child view in this 50's was not the subject of the development but only the object to adapt for the specific needs, for example, as the social and economical intentions.

KEY WORDS : compulsory education, child view, educational needs

I. はじめに

1946年の日本国憲法と翌年制定された「教育基本法」の精神と理念による戦後の教育改革は、50年代に入ると大きく変容を余儀なくされる。

それは当時すでに緊迫の度を深めていた、米ソの冷戦構造及びそれに伴うアメリカの対日政策の変更の影響を背景として進められ、以後戦後教育の見直し政策⁽¹⁾ = 教育の逆コースとなって具体化されていくことになる。

II. 50年代に見られる児童観

こうした社会情勢の下で、日本の子どもたちの生活は貧困と荒廃の中で多くの困難を抱えていた。

例えば、栄養不足による身体発育の不良の他、年少労働による健康被害は極めて深刻な状況にあった。さらに少年犯罪の件数が40年後半から50年にかけて増加するなど、戦後の「貧しさ」は子どもたちの心身の成長と発達に大きな影響を及ぼしていた。

このような社会や経済の混迷と不透明さを背景に、当時の親たちの子どもたちに対する考え方(=児童観)を知る社会的事象のひとつに子どもの人身売買があげられる。この人身売買は48年頃から51,2年にかけて不況と貧困に悩む農村を中心に広がり、深刻な社会問題となっていた。

東北地方の農村で生活苦を理由に4人の子どもを売った父親がその子どものひとりに宛てた手紙には次のように書かれてあった。⁽²⁾

「父(自分)は一日働いて百五十圓です。(中略)A子とB次(子どもの名前)が家には食べられません。A子とB次がいなければ、どうにか暮らして行けます。お前達の前借金で家もどうやら建ちました。」
食費のかかる子どもを「口べらし」に売買し、その金で家を建てたという内容になっている。恐らく貧困の中で子どくさんの家ではこうした理由による人身売買が多かったことが予想される。特にその件数の多かった東北各県の、49年次における人身売買事件の被害児童数をまとめると(表1)となる。

(表1) 東北地方における人身売買事件被害児童の年齢別、地域別一覽 (労働基準監督年報; 1949年版)

	10~11歳	12~13歳	14~15歳	16~17歳	18歳
秋田県	0人	2人	7人	56人	54人
岩手県	1	0	8	4	4
山形県	1	3	25	24	28
福島県	6	19	36	27	29
宮城県	0	2	4	9	6
計	8人	26人	80人	120人	121人

子どもが家庭の事情や一方的ともいえる親の考えによって売買されるこうした社会状況について、文部省児童文化委員会の『児童白書』は次のように指摘している。

「(元来、日本人の持っていた『子宝』思想)は封建的な観念にもとづくもので、子どもは親の私有物として、溺愛の対象ともなったし、また必要に応じては、売買の対象にさえるような『宝』であった」⁽³⁾
すなわち、伝統的な日本人の児童観として考えられてきた「子宝思想」は、子どもを保護し大切に育て上げるという子ども本位の見方・考え方の他、子どもの生命・生存を親の考えで左右できる従属的存在ととらえていたことを人身売買のケースを通して指摘している。

また、都市に生活する子どもの中にも家の事情(経済的理由)や親の意向によって学校をやめて働く者も少なくなかった。新しい制度の下で義務教育となった中学校を途中でやめざるをえなくなった女子生徒のひとり、母親が「(中学校をやめさせること)本当にすまないね、でも学校だけは行かしてやりたいと思っていたのに」というのに対して「私も本当に学校をやめるかなしみでいっぱいでした。」とその気持ちを語っている。⁽⁴⁾

この生徒のような中途退学者に加え、家庭や親の考えによって学校を長期に欠席する者も当時少なくなき、50年の文部省調査⁽⁵⁾では長期欠席児童全体の約半数以上を占めているに至っている。

50年代に入って以後も子どもの多くは、なお社会や教育の主体としてとらえられず、親の都合によって発達保障としての教育さえ十分に受けられない状況が見られた背景には、敗戦時の経済不況・インフレによる極度の貧困・困窮生活だけでなく、戦前の、子どもを親の従属物と見る見方・考え方=児童観が根強く存在していたことを見落とすことはできない。

1951年5月には、こうした状況下にあった子どもに対し「すべての児童の幸福をはかるために」「児童憲章」が制定された。これは、憲法の精神を活かし、教育や福祉などを通してすべての子どもの権利を保障するための社会的規範あるいは協約としての性格を有するものであった。

また、同憲章に表れた児童観には単に保護され、守られる、といった受動的な存在としての子どもではなく例えば「社会の一員としての責任を自主的に果たす」とともに、「国民として人類の平和と文化に貢献する」主体性に富んだ子ども像が明確に示されている。さらにそのための権利保障として、生活の中心的な場としての家庭や学校、社会に対して子どもの教育権や生活権さらには幸福追求権といった基本的な人権の諸理念が具体的に明記されている。

当時多くの子どもたちが厳しい生活を強いられていた中で、この児童憲章は子どもにどう受け止められていたのか、地方に住む小学生のひとりには次のように語っている。

「児童憲章などといっても、ただ紙に書いてあるだけで、働くばかりの子が、勉強もできるようになるだろうか。児童憲章を作る人が、子供、子供とさわぐだけで大はんの人は、子供を、勉強しなくてはならない社会人として、認めてくれない。」⁽⁹⁾

そこには毎日、過酷ともいえる農作業などの労働にかかわり、十分な教育さえ受けられない状況にある農村の子どもの率直な思いが表れている。さらに、憲章に明示されているにもかかわらず、子どもがひとりの人間（＝社会人）として認められていない実状を鋭く指摘した内容になっている。

他方この50年代には、次第に復興の兆しを見せつつあった産業・経済サイドから子どもの教育に対する具体的な要請や「愛国心」の高揚を求める人間像が政治的動向を受けて示されるなど、新たな児童観が展開していた。そのうち経団連など財界は「今後の経済発展に対応するための技術教育の徹底とそれに伴う教育制度の改善を強く求め、いくつかの要望や意見書を公にした。例えば、52年に「新教育制度の再検討に関する要望」なるものを公表後、54、56年にそれぞれ「当面の教育制度改善に関する要望」、「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」を提示している。

急速な経済発展を果たすために、即応できる技術者の養成と従順な若年労働者の育成を求めるこれらの要求は子どもを単に労働力の一部と見なし、それに対応できるためだけの極めて狭い教育観ないしは児童観に裏打ちされたものとなっていた。すなわち、そこには子どもを発達主体ととらえ、その子どもの豊かな成長と発達を保障するための教育としてではなく、単純に経済や産業の発展に否応なしに組み込まれていく人間の育成が目的とされる前近代的な価値観に支えられていた点が大きな特徴

として見られた。

また同時に、発達の段階に応じて自己形成を図っていく子どもに対して、彼らの判断力や思考力さらには価値観を育てていくことが教育の目的のひとつとすると、例えば、社会的な事象をそのまま受け入れるように指導するのではなく、それを引き起こしている社会的背景や社会構造に目を向け、自らが考え、判断する力を育てることが大切となる。50年代前半に文部大臣となった天野貞祐は、それとは逆に「個人が国家を自己の母体として自覚するところに真の愛国心がある」⁽⁷⁾として、道徳的規範を示したが、そこには発達可能態としての子どもの持つ判断力や認識する力への信頼はなく、「上」からの国家に対する愛着心を教え込もうとする意図が見られた。言い換えると、子どもを自ら「考える」あるいは「学習」する主体としてではなく、国家による特定の価値観をそのまま受け入れる受動的な存在にすぎないととらえていたものといえる。この愛国心教育の理念と子どもに対する見方・考え方は、その後の教育課程の改訂とともに具体化され、58年の小学校・中学校の「道徳」教科特設として引き継がれている。

Ⅲ. 学習主体としての子どもとその実践

50年代はこれまで見てきたように、子どもにとって極めて困難ともいえる状況が続いていたが、その中でも子どもへの絶対的な信頼と豊かな発達への可能態と見る一部の教師を中心に歴史的軌跡として残されている。

a) 「山びこ学校」に見る児童観

敗戦による混乱と困窮は特に農村の経済や生活に大きな傷跡を残していた。山形県の山村にある山元中学校の社会科の教師であった無着成恭⁽⁸⁾は、「ほんものの教育をしたい」と思い、綴方を積極的に教育方法として採り入れていく。無着はそのことを「私は社会科で求めているようなほんものの生活態度を発見させる一つの手がかりを綴方に求めた」と語っている。そしてそれは勉強のために「綴方を書く」のではなく、綴方を通して「現実の生活について討議し、考え、行動までも押し進めるのための綴方指導」を試みている。

これは一方的に文の書き方や社会の見方を教科書で教えるのではなく、子ども自身に農村の苦しい生活を直視させ、その原因や社会的背景を明らかにしようとする極めて動的で子ども主導の方法といえる。その集大成としての作品集『山びこ学校』には、子どもの眼を通した当時の農村の抱える問題が浮き彫りになっている。無着のこうした教育方法の基底には、子どもの考え方や見方を十分尊重し、育てていこうとする児童観が見られた。

IV. 子どもの遊びと文化

児童観を知る方法のひとつに、子どもの文化や遊びからの接近がある。子どもにどんな文化的環境があって、どのような遊びが見られたか、を子どもの発達の視点からとらえられるからである。

a) 50年代前半

この時期の多くの子どもたちは、先に見たように子ども自身の意志にかかわらず、家のために働いたり、手伝いに追われることは珍しくなく、特に農山漁村の子どもたちにそうした光景を見ることが多かった。しかし、経済が徐々に上向きになるにつれて次第に子どもの遊びへの時間ができると、その合間を抜けて子どもたちに遊びが広がっていった。

下の(表2)は50年頃当時の子どもたち(小学校4年生)の遊びの順位を示している。(9)

(表2) 子どもの好きな遊び

	男子	女子
1) 野球	203人	ドッジボール 66人
2) ドッジボール	33	まりつき 45
3) 鬼ごっこ	22	ゴムとび 34
4) 自転車乗り	14	鉄棒 19
5) 水泳	13	かくれんぼ 17
6) かくれんぼ	7	お手玉 16
7) 船浮かべし	7	ままごと 13
8) 魚採り	6	自転車乗り 10
9) キャッチボール	5	なわとび 10
10) 鉄棒	5	ブランコ 8
11) 相撲	5	シーソー 8
12) 缶けり	4	水泳 5

これを見ると、全体に外遊びが多く、体を動かして何人かの友達と遊ぶものが中心となっている。遊び道具も十分でなかった当時において、子どもたちは自然の中で工夫をしながら遊び=生活を送っていたことがわかる。

また、「6・3制、野球ばかりが強くなり」といわれるほど、男の子の間に野球が流行るのもこの頃の特徴であった。厳しい生活環境の中にあっても遊び時間と遊び空間がある意味では今日より恵まれていたといえるかもしれない。

b) 50年代後半-テレビの出現

さらに、この時期の後半になると子どもの文化面や生活面に大きな影響を与えることになる、テレビの出現を忘れることはできない。

1958年の放送開始以後、テレビが子どもの生活に深くかかわるようになると、子どもの遊びや文化は急速に変化せざるをえない状況となってくる。例えばテレビの普及によって、外遊びが減り、自然発生的な子ども集団が形成されにくくなるなどの変化が起きるが、他方メディア側は大人だけでなく子どもも見られる番組に加えて、主に子どもの購買意欲を高めるためのCMを積極的に作成するなど、60年代の経済の高度成長を前に子どもを大衆消費者の一翼とみなし、強引までに取り込んでいく姿勢を進めていく。ここでは子どもは単なる一視聴者であるばかりでなく、現在もそして近い将来の顧客と見る商業主義に基づく児童観が底流となってテレビの急激な発展とともに継承されていくことになる。

V. 小括

50年代前後の子どもたちの生活は、敗戦後の日本経済の混乱と不況の波を受け、極めて厳しい状況下に置かれていた。そうした生活の中で子どもの社会認識を育てようと懸命に努力する教師もいたが、多くは戦後教育の見直し=教育の「逆」コースの進行によって、子どもを中心とする教育観は転換を余儀なくさせられる。それは子どもを中心に進展を見せていた新しい流れを変えるばかりでなく、「教育基本法」や「児童憲章」の精神にも反する、戦前の児童観を想起させる性質を有していた。他方戦前とは異なる解放感や自由さを次第に享受することができるようになり、子どもたちの生活や文化に新しい状況が生まれつつあった。しかしながら、その多くは大人を中心とするものであって子どもはあくまで受動的副次的存在としてでしかとらえられてはいなかった。

(資料)

- 1) 須永進「現代日本における児童観の変遷(Ⅰ)」『日本総合愛育研究所紀要』第26集、1989年
- 2) 磯野誠一「日本の子どもの生活」『教育』第7巻 岩波書店、1952年
- 3) 文部省児童文化委員会編「児童白書-こどもの幸福は守れているか」1949年
- 4) 3)と同じ
- 5) 文部省中央青少年問題協議会編「六・三制就学問題とその対策」1950年
- 6) 恵那綴方の会編「児童憲章について私たちのおもうこと」『恵那の子ども』1952年
- 7) 『毎日新聞』1951年、9月23日付
- 8) 無着成恭『山びこ学校』百合出版、1956年
- 9) 児童文化研究所編『遊び-子どもの世界』1953年